

平成19年度公共工事に係る入札・契約制度の改善について

このことについて、入札契約適正化検討委員会の決定を踏まえ、公共工事に係る入札契約制度の透明性、競争性を高めるため、平成19年度から次のとおり入札契約制度を改善します。

1 一般競争入札の対象範囲の拡大等

(1) 公募型指名競争入札の廃止

5千万円以上の工事は、原則、条件付き一般競争入札によることとし、現行の公募型指名競争入札は廃止する。

(2) 地域公募型指名競争入札（2千万円以上5千万円未満）の取扱い

2千万円以上5千万円未満の工事の4割を対象に実施している地域公募型指名競争入札は、事務手続きが一般競争入札と変わらないため、条件付き一般競争入札（4割対象）として実施する。

(3) 公募条件の緩和

入札参加条件としている工事の施工実績については、工事件数が年々減少していることに鑑み、実績評価の対象期間及び対象工事を次のとおり拡大する。

- ① 対象期間 3年→5年以内に拡大
- ② 対象工事 国発注工事（県内）を追加

(4) 事後審査方式の導入

条件付き一般競争入札の対象範囲の拡大に伴い、増大する入札事務の軽減及び処理日数の短縮を図るため、入札参加資格の審査を入札後に行う事後審査方式を導入する。

2 総合評価方式の拡充

総合評価方式については、対象工種を限定せず、事務量の増加等も勘案しつつ、可能な範囲で試行の拡充を図ることとし、平成19年度は概ね100件程度を目途に試行する。